

平成22年第2回瑞穂市議会定例会会議録（第2号）

平成22年6月7日（月）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 議案第37号 瑞穂市土地開発公社定款の変更について
日程第2 議案第38号 瑞穂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第3 議案第39号 瑞穂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第4 議案第40号 瑞穂市福祉作業所条例の一部を改正する条例について
日程第5 議案第41号 瑞穂市幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例について
日程第6 議案第42号 平成22年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）
日程第7 議案第43号 瑞穂市包括外部監査契約に基づく監査に関する条例の制定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	堀 武	2番	土屋 隆 義
3番	熊谷 祐子	4番	西岡 一成
5番	庄田 昭人	6番	森 治久
7番	棚橋 敏明	8番	広瀬 武雄
9番	松野 藤四郎	10番	広瀬 捨男
11番	土田 裕	12番	小寺 徹
13番	若井 千尋	14番	清水 治
15番	山田 隆義	16番	広瀬 時男
17番	若園 五郎	18番	星川 睦枝
19番	藤橋 礼治	20番	小川 勝範

本日の会議に欠席した議員（なし）

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	堀 孝正	副 市 長	豊田 正利
教 育 長	横山 博信	企 画 部 長	奥田 尚道

総務部長 早瀬俊一
福祉部長 宇野睦子
調整監 岩田勝之
会計管理者 馬淵哲男

市民部兼
巢南庁舎管理部長 伊藤脩祠
都市整備部長 福富保文
環境水道部長 弘岡敏
教育次長 林鉄雄

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

書記 清水千尋

書記 今木浩靖

開議の宣告

議長（小川勝範君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1 議案第37号について（質疑）

議長（小川勝範君） 日程第1、議案第37号瑞穂市土地開発公社定款の変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第2 議案第38号について（質疑）

議長（小川勝範君） 日程第2、議案第38号瑞穂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第3 議案第39号について（質疑）

議長（小川勝範君） 日程第3、議案第39号瑞穂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第4 議案第40号について（質疑）

議長（小川勝範君） 日程第4、議案第40号瑞穂市福祉作業所条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第5 議案第41号について（質疑）

議長（小川勝範君） 日程第5、議案第41号瑞穂市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 3番 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） おはようございます。改革、議席番号3番 熊谷祐子です。

私は、議案第41号について質疑をさせていただきます。

提案理由として、平成23年度より市立幼稚園において3年保育を開始するに当たり、幼稚園保育料の見直しを図るため、市条例の改正を行うものとございますが、後半、幼稚園保育料の見直しを図るための改正であると。提案理由としては、ここで見直しの理由、見直しというのはつまり改正ですので、見直し、改正理由を提案理由としてコンパクトにきちんと記述をしていただきたいと思うわけです。

こういうことに関しては、今までも提案理由に、ほかの議案の話ですが、「改正のため」とか書いてあることが多々ございました。そのときに改正の理由をきちんと提案理由に書いてほしいということは申し上げてきましたが、この議案も同じことです。こういうことについてどう思われるのか、改正理由ですね、見直し理由をきちんと提案理由に載せていただきたいということが1点。

2点目は、コンパクトに見直しの理由をきちんと、この1点とか2点とか3点というのがあるでしょうから、それをまとめて御答弁いただきたい。

以下資料は内容ですね、改正のね。これはよくわかりますので、以上、提案理由に関して質疑させていただきます。以上です。

議長（小川勝範君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 提案理由につきまして説明させていただきます。

見直しの理由としましては、ほづみ幼稚園を公設公営でやっていくという方針、御承知のことと思います。それと3年保育、3歳児、4歳児も始める、現在は5歳児だけですが、3年保育をしていくという方針決定でございます。それに伴いまして保育料の見直しをしたい。その理由は、16年間、現在の5,000円のまま据え置きであったということと、他の市町、財政状況、いろんなことをかんがみまして、父兄の方に応分の負担をいただきたいということで見直しの提案をさせていただきました。よろしく申し上げます。

議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第6 議案第42号について（質疑）

議長（小川勝範君） 日程第6、議案第42号平成22年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 15番 山田隆義君。

15番（山田隆義君） 15番 山田でございます。

議案第42号平成22年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）というところで一部お尋ね申し上げます。

実は包括外部監査の予算書が追加で本議会に出されたわけではありますが、私はこのことに対して、過去の経緯、かつまた堀市長の誕生の市民への約束、そういう過程の中で包括外部監査は当然、堀市長誕生と同時に即実施ということであるべきであると私は思っております。ところが、現在4年目に差しかかって、おくれませでありますけれども、包括外部監査の条例並びに予算を提出されたことにつきましては、私はその姿勢については感謝をするところでありますが、市民との約束は、できることは即実行せないかんわけです。この包括外部監査は私はすぐ実行できることだと思うんですね。なぜ3年有余たって本議会に出されたのか、なぜ即実施しなければならないことをやられなかったのか、まずその点についてお尋ねを申し上げます。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 山田議員の御質問にお答えしたいと思います。

今御質問にございましたように、私の選挙公約、マニフェストに外部監査の導入、これも即

実施ということで掲げさせていただいたところでございます。このことにおきましては、本来でありますればそうでございますが、実はこれまでも何回もお話を申し上げておりますように、監査の監査委員の選出につきまして、はっきり申し上げまして、過去と違う方式で監査委員の選任をさせていただいております。それはどういうことかといいますと、議会側からの選出の監査委員におきましては、これまで首長の方から、自分の方から選んで、そして議会の同意を得るということでしたが、私はそうでなく、やはり議会側の監査委員は議会の皆さんからまずお選びをいただいて、それを私が選任提案させていただきまして、そして議会の同意を求める、こういう本来の形でさせていただきました。さらに、もう1人の識見の有する監査委員でございますが、これまた、過去の方が悪かったということではありません。過去の方もすばらしい方でしたが、それ以上にまさるとも劣らないすばらしい方がこの瑞穂市にお見えになるということで選出をし、そして議会の御同意をいただいてきたところでございます。そういう関係で、議会側の選出の方も全国にはまれに見る、そういった党派、ある党に所属しておられる方の選出でございましたし、また識見も有する方も本当にこれまでにない経験をされておる方でもあります。ですから、そういう方に監査をしていただければもう監査体制は万全というところからこれまでしてきたわけでございます。

以後いろいろ、また御指摘もございましたが、監査体制も事務局を設けたり、いろいろしてまいりました。そんなところから、私としましてはもう外部監査の導入をしなくてもいいと考えたところございまして、そういう中でも、けれどもやはり外部監査を掲げておりますので、個別外部監査、これだけということで3月に提案させていただきました。議会の継続審査になりましたが、先般、そのことも施行日だけ修正をいただきましてお認めをいただいたところございまして、本当にある程度の公約は果たしたというところございまして、御理解をいただきますようよろしくお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 山田隆義君。

15番（山田隆義君） ただいま私の質問に対して、監査体制は当初の市民への約束に準じて内容から判断したら曲がりなりにも果たしたという御答弁をいただきました。私は、全然果たしていないということを申し上げます。

一つ、3月の識見高いすばらしい監査委員の監査報告によりますと、一部、随時監査結果報告書、監査の対象、平成20年度及び平成21年度の補助金に関する事務の執行について重点的に監査を行ったと。監査の実施日、21年10月29日から22年2月24日。実施した監査、監査の対象として、平成20年度及び21年度の補助金の業務執行について、13課から抽出した9課26補助事業について関係書類等の資料提出を求め、瑞穂市補助金交付規則、対象各補助金交付要綱等に基づき監査を実施した。監査の結果、履行確認は実績報告による書類確認がほとんどであり、

記載事項の内容では判断が困難なものや収支報告が適正でないものがある。したがって、記載内容の適切な指導と随時に現地での履行確認が努められるとともに、繰越金額の多い事業に対しては適正に補助事業執行の確認を努め、補助金額の削減の可能性も検討されたい。厳しい財政状況の中、補助金事業についての必要性、効果をいま一度検証され、少ない投資で最大限の効果が得られるよう補助金の算出根拠も含め検討されたい。

これはどういうことなんですか。私は、代表監査委員が監査の必要な日数、月例監査は月に1日だそうです。決算監査は2週間ほどだそうです。その予算しか見積もっていないのも当然なんですね。識見高い代表監査委員は40万程度、議会からの代表、議会から送っておる監査委員は20万ほど。60万ほどでどうして補助金、随契、事業費、委託費、いろんな角度から監査ができるんですか。執行部の皆さん、年間60万でそれをやれると思うんですか。事務的監査しかできないんですよ。それを代表監査委員は、議会から外部監査をどうのこうのと言っておると。自分の能力を掌握しながら、補助金だけとりあえず曲がりなりにもやったと。こんなもんは、そんなところまでやる費用は見積もっていないじゃありませんか。見積もっていないけれども、市民のために補助金だけでも抽出して一遍やらないかんとということでやられた結果、きちんとやっていないというこれは報告じゃありませんか。事務的な関連の資料しか出していない。こちらから言っても資料は出てこんわ、事務局の監査体制も全然なっておらんと、不十分であると言われておるじゃありませんか。

それが、5万人有余の市民の代表の首長は、今まで議会からの監査委員は行政がいろいろ工面して提案したと。共産党に所属する監査委員になってもらったと。今回は共産党の監査委員だと。市民に聞こえのいい言葉で、内容をちょっと調べてみたら、補助金だけでも監査機能が十分果たされていないと言っているじゃありませんか。それを自慢して、今までと違ったことをやっておるんやと。そんなことでその場限りの答弁を逃れようと思っても、私は絶対許しませんよ。そういうことをしているから、いろんな穂積町においても不祥事がありました。旧巢南町においてもそれに似たり寄ったりの不明朗な会計処理、行政処理がなされておる。それでは市民にこたえられない。多面共有ではだめですよ。そんな心得で天下の首長がやっておられて、その傘下の各部長、各部長にお尋ねしますが、補助金の監査を、こんなところまで本当はやらんでもいい予算書なんですよ。監査費は60万でこんなところまでやれないじゃありませんか。それを、時代の声にこたえないかんとということで、21年10月29日から2月24日まで行ったと。3ヵ月も4ヵ月もやったと。執行部は代表監査委員に申しわけないと思われませんか、そんな予算金額を出しておいて。

代表監査委員は能力があられる方やもんで、期待にこたえてボランティア精神でやった。やったら、こんな内容じゃありませんか。その結果ですよ、自慢げにしゃべっておる。監査事務局体制は十分なされておると。なされておらんとおるじゃありませんか、代表監査委員

は。きちんとやってくださいと。こちらが要望を言っても、ちょっともやってくれんと。だから僕は責め立てておるんですよ。一日も猶予できない。ある世の中の指摘によれば、随意契約、95%前後。95%は談合ですよ、はっきり言ったら。前にもここに見える西岡議員が、95%なんていったら談合だと言っておられるじゃありませんか。談合ですよ、95%なんていうことは。私でも業者だったらこんなありがたい、お金はかたいし、仕事はかたいし、95%で契約をもらえやもうかってしょうがないわ。だれが損するんですか。業者はもうかるかしらんけれども、市民が損するんですよ。だからきちんとやれと私は言っているんですよ。それも3年有余たってようやく提案してきた。それが、十分曲がりなりにも果たしておると。果たしておったら、代表監査委員が事務局体制をしっかりとやってくれと言われておるのに、ちょっともやらへん。それなのに包括外部監査、包括外部監査とって言われる。この辺、市長はどうですか。それできちんとなされておったんですか。事務局体制はきちんとなっておるんですか。井上代表監査委員は何も指摘されておるんですか。ちょっと答弁してください。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） お答えさせていただきます。

今指摘をいただいたことは現実においておるところでございます、その中身は不正があったとかそういうものではございませんけれども、やはり今の監査委員の方は素晴らしい方ですので、そういう指摘もいただいております。ですから、私どもそういうことが今後ないように、指摘を受ければやはりいろいろ監査を受けましたことについてしっかりと取り組んでいきたいということで思っておるところでございます、いずれにしましても、今回のこの監査、包括外部監査のことにつきましては監査委員の方とも御相談を申し上げてその意見も受けたところでございます。そういう中において提案をさせていただいておりますので、ひとつ御理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げて、答弁いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 山田隆義君。

15番（山田隆義君） のらりくらりと答弁をすれば、それで事は済むと。人の金だったら、のらりくらりで答弁を済ます。自分の金が万が一トンネルのように抜けておったら、どう思われるんですか。自分の金は抜けておってもいいけれども、人の金は絶対に抜けてはならない使命が行政も議会もあるんですよ。私は、のらりくらりの答弁で、これは許しませんよ。何で許さんかといったら、過去にあったんですよ。だから現在もそういう疑念があるんですよ。随契95前後が全部だと。随意契約だけでもですよ。委託費、設計関係、需用費、消耗品費、補助金だけでも指摘されておるじゃありませんか。

僕が見たらこれ、監査をやり出したら不明朗だらけだと。お金を使ったら、現地へ行って適正になされておるかなされておらんか確認をせないかんのや。やられておらんし、指摘した資

料を出せと言っても出してこんし。だから、監査事務局がきちんと先に指摘した書類をどんどん出してこいといっても、出してこない。あきれ返ってしまつてござるんやわ、はっきり言つたら。監査費は60万ぐらい。事務的監査費だけしか与えていないじゃありませんか。物すごい監査に視点を置いた監査費も見積もらんわ、監査委員は監査費が安いからどうのこうの言つてみえるんじゃないんですよ。皆さんはただで働かんでしょう、皆さんも。監査が60万ということは、そのぐらいの事務的監査がいっぱいですよ。それを、補助金監査を2ヵ月、3ヵ月かかってやったら、補助金だけでもでたらめだということや。でたらめということだよ、これは。私は言い過ぎですか。でたらめだよという監査や。その場限りで監査を逃れておるだけや。副市長、どういふ見識で見えるんや、あんたに聞く。

議長（小川勝範君） 山田君に申し上げます。「あんた」という言葉はちょっと訂正してください。

豊田副市長。

副市長（豊田正利君） 監査の結果につきまして、議員御指摘のとおり、いろんなことについて今議会開催の都度皆様方に御報告をいただいております。そういったことにつきまして、職員の方も課長会議を開きまして、こういうことのないように、どのようにして共通的にかかわる事務処理については処理をするのかということの研究、いわゆる以後こういうことのないようにということで部長会で進めておるところでございます。そういった意味で、いろいろ御指摘をいただいております部分につきましては、精いっぱい私の方も改善するところは改善をして行いたいというふうに、今からではなくて、ずうっとそのようなことの体制で整えておるところでございます。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 山田隆義君。

15番（山田隆義君） 副市長、あなたは市長のナンバーツーでしょう。ナンバーツーは基本的に行政を、行政事務局を総括していくのが副市長の大方の任務ではないかなと思うんですよ。この3月の代表監査委員の補助金の監査報告によって、各部長会議でこういう指摘がないようにしっかり執務を担当してほしいという訓示をされたということですね。指示をしたということですね。そういう指摘をされたら指示をする、この指摘に対してどれほど深い責任の重大さを感じておられるか、お考えを御答弁ください。

議長（小川勝範君） 豊田副市長。

副市長（豊田正利君） 御指摘の点については十分理解をさせていただいて、二度とないよというので私も一生懸命考え、こういう事案が二度と出ないように一生懸命努力しておるところでございます。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 山田隆義君。

15番（山田隆義君） 私は、行政はスピードの処理でなくちゃいかなのですよ。のりりくらしり答弁を逃れる。即、指摘されたことは実施と。実施していないじゃありませんか。監査事務局体制が十分なされていないんですよ。なされていないということで、気分よしとはしておられませんよ。当然ですよ。監査を一生懸命やれるだけの能力があつて、やろうと思つても、期待にこたえてくれない。監査妨害じゃありませんか、はっきり言つたら。監査をきちんとやられたら、いろんなもんが出てきてしまうで困ってしまうと。お口だけでは上手に雄弁を立てて、実行はやらさせえへん。のりりくらしり、のりりくらしりと。のりりくらしりやつて、はや3年有余たつてしまつたが。これは全部責任をとるんですか。万が一これから包括外部監査をやつて出てきたら全部行政は責任をとれますか。とらないかなのですよ。

だから僕は、市民のお金でやっているんだから、あるお金をどんどんどんどん使うぐらいはだれでもやれるんや、これは。自分の金を適正に使われておるか使われておらんか、行政と議会が両輪のごとく職務を全うして、その責務は重大なんですよ。そんな、ある金であれもやりこれもやり、だれでもやれるわ。その前に、市民のお金を本当に有効に、市民に明朗で公正に支払われておるかどうか、執行されておるかどうかということが大事なことなんですよ。それを僕はやれと言つておるんですよ。

何でやれやれと言つたか。過去に不祥事が起きておるんですよ、旧穂積町にも。巢南でも似たり寄つたりのことをやっている。だからいかんと言つておるの。理事長が監査のことでどうのこうのという雲行きがあるらしいと。雲行きがあろうがなかろうが、即実施せないかんの。はや遅いから。遅いの、もう3年前からすぐ実行できることをやらないから。それを僕は指摘しておるんですよ。必ず市民の期待にこたえられるようなことが出てくると思っています。出てこなんたら僕は即議員を辞職しますよ、出てくると確信しておるんですから。だからしっかりやつてくださいと言つているんですよ。

市民の代表である限りは、過去においても市長選で絶大なる支持を得られましたけれども、僅少差で不敗を得ましたけれども、私は公人である以上、いつも体を預けて実行せないかんという使命感にあふれておるんですよ。自分の金はどうあつてもいいけれども、市民の税金である公金である以上は身を挺して責任をとるのが当然じゃありませんか。だから僕は、もうどうのこうの言う段階ではなくて、即、総ざらえの監査を即実施すべきなんですね。そのためにこれは予算を出されたと思う。その行為については私は感謝しておりますけれども、即、執行部として包括外部監査、即実施をされるお考えで提案されたのかどうか、お聞きします。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） いろいろ御指摘いただいておりますが、監査委員から御指摘をいただきました事項につきましては、そういうことのないようにいろいろ事務の改良・

改善をしていくように指導しておるところでございます。

今回の包括におきましては、私どもといたしましては、これは本当の話が、県と中核都市の一部でございます。我々のような規模のところ、同じような事業をやっておりますところではほとんどないわけでございます。そういう中でございますけれども、やっぱり一部の方、またこのことにおきましては、私も当初は外部監査というのは個別と包括とあるということを実は知らなかったわけでございます。いろいろ調べてみたら個別と包括とあるということで、いろんな各県のデータ等も見ましたら個別でもほとんどないような状況でございますし、包括は今申し上げました中核と県あたりでございます。

そんな中でございますけれども、一応個別・包括含めて外部監査と出しておりますので、やはり議員御指摘のように、やっぱり出すべきは出して、最終的には、先ほどから申し上げておりますように、議会からの監査委員さんも選んでいただいております。そういった方に直接監査の内容も聞いていただければわかることございまして、この包括外部監査におきましては、最終的には出ささせていただきましたが、これははっきり申し上げまして議会の皆さんの御判断にゆだねたいということで提案をさせていただいておりますので、ひとつよろしくお願いを申し上げて、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 山田隆義君。

15番（山田隆義君） ただいまの市長は、議会の方からああじゃこうじゃと言われたからやむを得ず出したんだと。出すことは出したけれども、議会がどう判断されるかによって、可決されれば実行できるけれども、否決されれば実行できんと。議会へ転嫁されるつもりですね。

そうであるならば、副市長、私は個別外部監査、包括外部監査をあえて声高らかに申し上げる前に、代表監査委員が3月時点で身を挺してそこまでやる予算計上がなされていない上でも私は能力ある限り一部日にちをとって補助金の監査をやったと。補助金の監査をやったら、この監査報告はきちんと処理されておるんですか。予算に対して議会の議決に沿って仕事・職務を執行し、かつまたそのお金がきちんと末端で適正に使われておるか検証するのが行政じゃありませんか。だから検証されていないんですよ。やっていないんですよ。だからやるためには、監査機能を、事務局をやるように、監査委員が十分働けるように監査機能をしっかり事務局体制を整えてくださいと。そんなことが何ですぐにできないんですか。はや3ヵ月たっているんですよ、3ヵ月。これはやらんというしるしじゃないですか、のらりくらり、のらりくらりと。その場限りの答弁ではいかんと言っておるの、私は。

だから、外部監査をしっかりとやりなさいと言っておるの。そうしたら個別外部監査だと。個別外部監査は、議会でああでもない、こうでもないといって継続審査して結局認めた。個別外部監査も大事ですけれども、個別外部監査をきちんとクリアするためには5項目ほどの要件が

あるんですよ。それを出しても、手順で認められない場合はやれないんですよ。認められても、それから監査をするだけの予算を計上し、それは監査の部分ですよ。そんな人ごとみたいにやっておるような監査は、僕は、いいことであっても、もう今では非常に遅い。堀市長が誕生したときであるならばまだ半年や1年猶予を持ってもいいけれども、今はもう遅いんですから、だから即実施の包括外部監査をきちんと実施して市民にこたえるべきである。

その結果、何にも不明朗なことがない、何にもないとなったら私は責任をとって議員を辞職します。不明朗なことがあった場合は、市長から執行部、総辞職するんですか。そのぐらいの責任を持ってください。市民の税金ですよ。だからやってください、即実施。1,000万かかるうが、2,000万かかるうが、即実施してください。必ず私は適正な処理をしていない部分が多からずあると思うんです。絶対ある。物すごいみがあるかもわかりません。だから言っているんですから、のらりくらの猶予は許しません。

まず豊田副市長に聞くけれども、何で代表監査委員が監査事務局体制を、濃密な事務局体制を築いてくださいと言っておられるにもかかわらず、全然3月から今まで監査事務局体制は変わっておらんのではないんですか。どういうふうに変わったんですか、ちょっと聞かせてください。

議長（小川勝範君） 豊田副市長。

副市長（豊田正利君） 監査体制ということで、職員の増というようなお話かというふうに思います。この件につきましては、3月以降、監査委員さんとお話もさせていただきました。そういった意味で、監査委員さんからのお話も若干聞いております。そういった意味で、監査委員事務局長に、局としての体制をどのように考えていくのか、そして職員の配置は適正かどうか、仕事量とのバランスはどうなのかと、いろんな意味でお話をさせていただいております。そういった意味で、仕事の内容を、監査委員事務局長に増員というようなお話もちょっと若干は聞いておりますけれども、体制をどのように整えていくか。事務局が出てまだ日が浅いわけでございます。そういった意味で、どのように、職員の配置の計画もでございます。今は事務局の方に大半おありまして、監査委員事務局は1名ということでございます。そういった常に席のバランスも考えた中で、局長と今お話をさせていただいておる段階でございます。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 山田隆義君。

15番（山田隆義君） そんな副市長、のらりくらの、のらりくらりとやっているから市民の信託にこたえられないんですよ。あんた、こたえていると思っておるんですか。代表監査委員が、月に1日、決算監査は2週間ごと、それだけの監査費しか見ていないんですから、それに基づく資料を持ってきて数字の事務的なことの報告で監査、その範囲内でやってくださいとい

う監査費しか認めていないんですから、だから補助金までやる必要はないんですよ。ところが、議会の方から外部監査の問題がどんどん出てきたから、私は能力がないわけじゃないですよと、だから一部ボランティア精神で自分の能力に準じて犠牲的精神でやられたんですよ。やられたら、補助金だけでも、これはやれておるんですか、執行。僕は、全然行政としてはしっかり透明性の高い執務がなされていないということになりますよ。だから、もっとやれというのならやりますが、監査事務局体制をやりなさいと言っておるんや。一つもやっておらんがな、3ヵ月たっても。ああでもない、こうでもないと言っておるだけ。今もああでもない、こうでもないと言ったけど、理屈や。やる気ならば、4月、1ヵ月やったら十分できますよ、やる気なら。よっしゃとこたえて、事務局長もそれ相応の人を部署につけて、事務局職員も物すごく精通した人を見つけてきて、やる気があれば1ヵ月でできるわ。のらりくらりしゃべっておるだけや。それで市民から給料をもらっておるんですか。

だから、おまはんらは表へ出ておらんでのらりくらりと言っておるかしらん、だから表へ出たら全部市長以下は責任をとってもらいますよ。不明朗な処理の仕方、適正ではない金額が出た場合は、みんな責任とれるんですか。そこまで責任をとりますと言うならば、私はのらりくらりでも我慢します。私は出てくるものと思っているから、出てこなんだら議員を辞職します。何回でも言います。そのぐらいの責任を持っていますから。出てきたら市長以下は全部責任をとってもらいますから、だからやってください。即実施。自治省の動きとかああでもない、こうでもない、そんなの関係ないです。今ここに至っては関係ない。議会の諸公もしっかり聞いておっていただけたと思いますので、私は、即実施をしていただかなかった場合は、基本的には議員を2年後には、基本的にはですよ、絶対やめるとは言いませんが、勇退するつもりです。しかし、この問題がのらりくらり通過した場合はしっかり物を言わせていただきますので、即実施しない場合は、どういう動きでどういうことになったのかということも、市民の税金みたいなちっとも考えておらへんよと、僕は考えた能力と体力を使って、最後になるかもわかりませんが、豪語していくつもりですよ。

最後に聞きますが、副市長、何で3月の時点で指摘されたときに即できん。1ヵ月でできるよ、事務局体制を、万々の事務局体制をつくろうと思えば。事務局長には公認会計士まではいかないにしても、公認会計士に準ずるような能力のある方は幾らでもいるでしょう。そういう人を事務局長につけて、そして監査に精通な人を事務局職員につける。そのために1,000万余分にかかるかもわからんけれども、今までの総決算の監査機能を、なぜ有能な代表監査委員の要望に即実施できないんですか。できないから御立腹なされておるように私は聞いております。

あなたらがやらん方が悪いんじゃないですか。僕がこんな、のどがかれるまで、とことんまで追及しなきゃならん、質問しなきゃならん。あんたらがやらんから言うんですよ。のらりくらり、のらりくらり通過していつてしまう。僕がしゃべりたいから、引かへんと言っておるや

ろう。なぜかといったら、この問題は本当に重要な問題なんです。私はやっておらへん、何にも不正なことをやっておらへん、やっておらへんと。自分がやっていなくても、職員の中でこんな入札をやっておるのかと、こんな契約をしておるのかということになったら、その責任は全部責任とれますか。とれないんでしょう。だから僕は、とるとおっしゃるならば僕はこれでのりくらりでも身を引きますが、各部長、答弁してくれ。とれるかとれんか順番に答弁してもらって、僕は遠慮するから。また総務委員会でもやるから。だから、責任をとるならとると、とれんならとれんと。とると言うなら僕はこれでやめますよ。責任までは、そこまではとれんで監査をしっかりとってくださいということならそれでいいです。順番に総務部長からやってくれや。

議長（小川勝範君） 答弁させるわけにいきません。

豊田副市長、代表で答弁しなさい。

副市長（豊田正利君） 監査委員さんとの事務の体制につきましては、本日ここに監査委員さんもお見えでございますが、事務局体制の増員ということまでその3月の時点での話ではなくて、初めは、仕事の内容が密に、もう少し時間をかけて監査資料とかそういったものを事前にチェックしていただくような体制は整えられないかというような最初のお話でございました。そういった意味で、それができないということなのか、時間的に余裕がないのか、そういったことを、先ほどお話ししましたように、監査委員事務局長に職員の時間的配分はできないかどうか、そういったことをお話しさせていただいております。

そしてもう一つ、そういったことを考えて、監査委員さんにつきましてはこんなお話もされました。実は、月に今は1回1日程度出席をさせていただいておりますけれども、内容によっては月に2回を私も考えてもいいというようなお話も聞いております。それで、今、監査委員さんとのコンセンサスの中で、改善もお互いに知恵を出しがてらどのようにしていくかということは今検討させていただいております。過日、議員御指摘のように、地方自治法の改正とかいろんなものも研修がございまして、監査委員さんそろって5月末に研修に行っておられます。そして、それぞれの監査の体制の中で動きがどのようにしていくのか、そういったものを勘案した中で、今後そういったことも気をつけて進めさせていただきたいというふうに思っています。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 山田隆義君。

15番（山田隆義君） 私は、のりくらりでやった後、1ヵ月も2ヵ月もかかってやった後ですよ、万が一不祥事が出たときには、大きな不祥事じゃなくてもですよ、不明朗な処理、刑法にかかるような問題が出なくても、適正に厳正に入札、随契、需用、消耗、補助、そういう問題を多面的にわたって監査したときに、不明朗な処理があった場合は市長以下全部が責任を

とるかたらんかということ聞いておるんですよ。そんなところまでは責任とれんと言うならば、即実施してください。即できない、のらりくらりと今答弁しておるだけでしょ、ああでもない、こうでもないといって。それを認めた場合は、万が一きちんと監査をやったときに出てきたら、市長以下、副市長、各部長、全部責任をとるか。やめればいいというもんじゃないんですよ。損失を与えた補てんを全部やれるかどうかと聞いておるんですよ。そこまで腹をくくれるんだったら私は黙りますよ。あなたらののらりくらりを黙って見ておりますわ。責任を果たせないと言うならば、きちんと即なぜ実施しないかということ聞いておる。

とりあえず井上代表監査委員がこの補助金問題で報告された。それに追従して、監査機能体制が全然ほぼ遠いと、十分果たされていないと言っているから、なぜやらないかと言っているの。やっていないんだから。だから今全部、市長以下、総辞職すべきだよ。それを、のらりくらり、のらりくらり。僕は監査費用が1,000万かかろうが、1,500万かかろうが、僕の言うことに對してすぐ実施してください。すぐ実施。それ以上のものが出てくるから。出てこなかったら腹を切つて僕は辞職すると言っておるじゃありませんか。

だから、すぐ実施するかしないか詰めておるわけですよ。きょうやあしたのことやない、はや3月時点からそれをやっているんだから。その前から監査機能を、外部監査をきちんと導入しなさいということをもう3年前からやっているんだから。ちょっともやらへんがな。やらんで責めたくっておるじゃありませんか。僕は鬼になっておるわけじゃないんですよ。あなたがのらりくらり執行をやって月給をもらっていつてしまうがな。給料をもらっていつてしまうやろう。それで不祥事が起きたら責任をとらへんがな。だれが損するんやな。市民が損するんだよ。

だから、僕は市民の代表で出ておる限りは、この問題だけは命がけで対応しなきゃならんのですよ。ある金を使って市民にサービスするぐらいはだれでもやれるこっちゃ。なくなったらどうするんですか。なくなったら、仕事できん、金があらへんでできいへん。行政というものはバランスのとれた地域格差のない平等サービスが必要なんです。それも迅速に。財政比率、そういうことも踏まえて執行せないかんのや。無駄のないような入札、請負、金の使い方、そういうことをきちんとやらないかんの。それは、自分は自分でやっておるつもりでおつても、自分は満点やないもんで、だから第三者機関で監査をしっかりとってもらわないかんとおるんや。

だから、僕はこの際、のらりくらりの答弁をやって議会にゆだねていくつもりならば、万が一不祥事が、不明朗な処理があった場合は、その差額全部責任をとると言うならば僕はもうこれで下がりますよ。いや、そこまでは責任とれんと言うならば、即実施をして、一日も早く市民の働いた汗の結晶のお金を透明性の高い結論を出して、いかんことはいかん、いかんことがあった場合は直して、一日も早く市民の信託にこたえる行政機能を確立してほしい。即実施なら

ば今までのことは僕はあんまり責任どうのこうのは言いませんが、のりりくらり1ヵ月たった、2ヵ月たった、地方自治法がそのうちに、今ごちゃごちゃやっておるんで、それに乗っておく。乗って、のりりくらりで来年の3月までたどり着いてしまえばいいのかな。そんな申しわけないことをやったら、あしたからでも責任とって皆さんおやめになりなさい。

私はそこまで申し上げますので、堀市長、どういうお考えや。即実施、腹を決めて即実施をお願いしておるのか。それとも、のりりくらり、副市長が言うようにのりりくらりで対応するんだったら、万が一、対応の後、市民に十分こたえられないような内容が出たときには、市長はもちろんのこと、副市長以下各部長、全部責任をとる。責任とは、最低、損害を与えた分は全部払ってもらう。そして、そういう職員は自発的にやめていただくと。それだけの責任を持てるならば、僕はこれ以上言いません。最後に答弁してください。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 私の方からお答えをさせていただきます。

3月時点の関係で、監査委員からいろいろあって、このことにおきまして何も不正があったとかそういうことではございません。はっきり申し上げて、処理の仕方があまりいい処理の仕方ではないというところではございまして、不正があったからどうこうと言われたわけではございません。今、山田議員からありましたように、万が一不正やらそういう不明朗なこと、不正があれば、だれがはともかく、私が責任をとってそれはやめんならん。はっきり申し上げて、私はそんなあれでございませぬので、不正があったら私は今でもはっきり申し上げて責任をとらせていただく、その覚悟はして取り組んでおりますので、御理解をいただきたいと思っております。

いずれにしても、今回、この包括外部監査の関係におきまして予算と条例を出させていただいております。これは何回も言っておりますが、いろんなこと、毎月のを見ていただいております議員の監査委員が直接中身のことで聞いていただいてもすぐわかることではございまして、最終的な御判断は議会にその御判断をゆだねたいと思っております。よろしくお願いを申し上げます、私の答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 山田隆義君、時間内に質問してください。

15番（山田隆義君） 不正とって、不正なんかあったら皆さん責任とるのは当たり前やがな。不正ということは警察が入ってきますよ。司法の手が来ますよ。不正があったら大変ですよ。その差額の損失を埋めるとか埋めんとかいう問題じゃなくて、その行為自体がいかんことですから司法の手が入りますよ。そんなことになったら市長以下全部やめるのは当然やわ。そんなことを僕は、そんなことだけ申し上げておるわけやないの。不明朗な処理、適正な、競争入札をするなり、あらゆる努力をして……。

議長（小川勝範君） 以上で山田隆義君の質疑を終わります。時間です。60分終わりました。

〔発言する者あり〕

議長（小川勝範君） 山田隆義君、静粛に願います。時間は60分過ぎましたので、規定どおり質問を終了します。

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 11番 土田裕君。

11番（土田 裕君） 議席番号11番、日本共産党、土田裕です。

議案第42号平成22年度瑞穂市一般会計補正予算について質問をさせていただきます。

本田並びに只越地内で老人福祉施設、特養とグループホーム、本田の方はグループホーム、老人福祉施設の計画の補正予算が出ています。そのことについて3点ほど質疑させていただきます。

1番目に、（仮称）サンビレッジ瑞穂、そしてもやいの家の計画案でございますが、その瑞穂市での事業計画についてお聞きしたいと思います。

2番目として、施設の管理体制はどうなっているかということについて、2点ほどお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（小川勝範君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） それでは、今御質問のことについてお答えをいたします。

今回の議案第42号の一般会計の補正予算に計上したものは、特別養護老人ホームの建設の補助金でございます。この内容としましては、先ほど述べられましたように、社会福祉法人の新生会というところが特別養護老人ホームの建設に当たりまして、名称が先ほど言われましたけど、仮称でございますけれども、サンビレッジ瑞穂という名前で特別養護老人ホーム、それから内容的にはショートステイ、デイサービスを行うということで、その中の今回予算計上させていただいた分は特別養護老人ホームに関するものだけでございます。

計画としましては、着工予定としては7月から、それから先ほどの管理部門でございますけれども、これは社会福祉法人新生会が行うということでございます。内容的には以上でございますので、よろしく願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 土田裕君。

11番（土田 裕君） ありがとうございます。

この質問の内容等は一般質問で西岡議員が取り上げていますので多くは語りませんが、最後に、利用料並びに利用人員等の予定がありましたら、どのような、細かいことがあればお聞きしたいと思います。よろしく願いします。

議長（小川勝範君） 宇野部長。

福祉部長（宇野睦子君） それでは、今の質問にお答えします。

計画で上がっている分で、特別養護老人ホームとして72床、それからショートステイとして9人、デイサービスとして25人受け入れられる予定を聞いております。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 土田裕君。

11番（土田 裕君） 利用料のことも聞きましたけど、すみませんが、わかる範囲で結構ですのでお願いします。

議長（小川勝範君） 宇野部長。

福祉部長（宇野睦子君） 利用料金は、特養としまして、月ですが、いろいろな食事代とか入居代、そういうものを全部含めて13万円を少し超える程度だと聞いております。それから、ショートステイは1日で4,000円を少し超える程度だと聞いております。それから、デイも1日ですが、1,500円を少し超える程度だと聞いております。

議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第7 議案第43号について（質疑）

議長（小川勝範君） 日程第7、議案第43号瑞穂市包括外部監査契約に基づく監査に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 山田隆義君。

15番（山田隆義君） 15番 山田でございます。市民派代表でありますので、何派は属しておりませんので、市民の唯一の代表であるということをお覚の上、執行部は認識をしていただきたい。

議案第43号瑞穂市包括外部監査契約に基づく監査に関する条例の制定についてという議案でございます。この議案につきましては、行政の姿勢を正すためにも、大変おくればせでございますけれども、出されたことにつきましては感謝を申し上げます。

そこで、一般会計予算の予算計上をされておるところで質問しましたが、時間切れということで議長の職権で切られましたので、継続して御質問をさせていただきます。

私は、やぶさかに市民の税金を使って外部監査をすれば1,000万かかる、事務局体制をすばらしい体制を築けばまたお金がかかる。しかし、それが唯一の市民からいただいたお金を適正

に執行されているか執行されていないかの一番の精査の部署ではありませんか。議員が全部、行政に対して全部資料を提出させて監査できますか。監査権がないでしょう。それをしっかり調査・精査していくのが監査事務局なんです。それを、職員の配置とか、そんなお金を使わなくても不祥事が起きておるわけやないでそうも必要ないんじゃないかと。起きておるか起きておらんかわからんじゃありませんか、過去にもあったんですから。過去も未来も何にもないということなら私は信用しますよ。あったんですよ。旧穂積町のときもありました。旧巢南町のときも、司法の手までは入らなくても、市民は行政に対してあまり信頼しておりません。信頼していないということは、火のないところには全然煙は立たんのやけど、立っておるということは、あるんですから。ないと言うならば、なぜ僕が声がかれるぐらい声高らかに質問しておるのに、なぜすぐ答えられないのか。行政はどこから給料をもらっておるの。どこからもらっておるの。山田みたいなしゃべっておるやつは、ああじゃこうじゃ、ああじゃこうじゃ言っただけでほかっておいてやればいいと、そういうつもりで皆さん答弁しておるんですか。

だから僕は、42号のときに最終的な求めを、すぐ、この包括外部監査をすぐ実施と。すぐ実施していただければ、私は不正ということがない限りはそれ以上問いませんが、不明朗な処理が指摘された場合は、こういう処理の仕方は気をつけてくださいと、こういう入札のやり方も気をつけてもらわないかなと。不正なこと、不正があったら警察が入ってくるじゃありませんか。汚職ですよ、不正があるということは。大変な問題ですよ。そんなことは僕はあるとは思っていませんよ。不明朗な処理がしてあるということは間違いなくある。

だから、不明朗なことについては私は今後の改善を、今までのことはやむを得んにしても、今後気をつけてくださいということで下がるつもりですけれども、これがのりくらり、監査事務局が人がおらんとか、ほかの職員との絡みとか、地方自治法の関係で今そういういろんな動きがあるんでそれを見ながらとか、そんなのりくらり、のりくらりやって、この43号議案を最悪否決か継続審査になって、その結果、徹底的に監査した結果、不明朗な処理があった場合は、市長以下、行政当局は出处進退を含めて責任をとるかたらんか。最低でも損失を与えた場合は、適正であればこんだけの金額で請負とか入札とか設計委託もできたのに、需用費の使い方にしても適正にやればこのぐらいの金額だと。甘んじてやってあるんでこんな金額を払ったんやと。その差額が全部責任とれるんなら、私はのりくらりでも黙りますよ。とれないならば、不明朗なところまでは私は責任をとってくれと言いませんので、今後気をつけてくださいと、改善してくださいと言って下がりますけれども。

だから、すぐ実施するかしないか。実施しないならしないで、不明朗な部分が出た場合はその差額を責任とるということならば、私はのりくらりでも黙りますよ。その差、差額の責任をとると言うならば、私は議会の動向、行政ののりくらりでも見ておりますけれども、そこまでは責任とれんと言うならば、即実施をして市民に正しい姿勢を見せてください。おくれ

おるけれども、私は、おくれておったとしても、それだけの姿勢については高く評価したいと思いますので、だから責任、すぐ実施したら私はその推移を見守りますが、すぐ実施しない場合は損失を与えたら責任をとる、その動向について御答弁ください。

議長（小川勝範君） 答弁者に申し上げます。先ほどの42号と同じような質問でございますので、同じ答弁は控えてください。

山田議員に申し上げます。先ほどの42号、平成22年度一般会計補正予算の質問と同じような内容でございますので、この案件については議案第43号でございますので、先ほどと重複しない質問をお願いしたいと思います。

豊田副市長。

副市長（豊田正利君） 監査の条例の提出でございます。今回、包括外部監査を提出させていただいておりますので、この部分につきましては、市長が先ほど提案理由に述べましたように、議員の皆さんで御審議をいただきたいということでございますので、この議案については十分その辺を含めて御審議いただきたいというふうに思います。

先ほどからいろんな話が来ておりますけれども、監査の部分でございますが、監査委員事務局というのは独立して委員局の局があるわけでございます。これをどうのこうのと市長部局から余りにも強行にいくのもいささかかなというふうに思います。そういった意味で、監査委員事務局の方は監査委員さんが最終的には事務局としての体制を整えるということの条件も、その中には代表監査委員が行うということも入っておりますので、先ほどもお話をさせていただいておりますように、代表監査委員さん、あるいは監査委員さんとお話をさせていただきまして、また事務局長も踏まえて体制を整えていきたいというふうに思います。

それから補助金の話でございますが、指摘の部分もございました。例えば監査委員さんから御指摘をいただいておりますのは、事例としましては、補助の事業が1,000万ぐらいの補助金で繰越金が200万近くありますよと、こういった使い方について繰越金というのはいかかなもんかねと。費用対効果を考えたときには、もう少しその辺の補助金の算定について検討されてはいかがかという御提案もいただいております。そういったことが今回の中に含まれてきております。

この補助金につきましては、それぞれの団体を抱えておる担当課でございます。その辺については団体側と意向を十分、使用方法、あるいは事業のあり方、こういったものも団体に急激なカットとかそういうことはできませんので、その辺を十分担当部長から、あるいは課長から説明をさせていただきまして、このあり方について、こんなふうでいかがでしょうかというようなことで是正をさせていただく道も当然あるかと思っております。そういった意味で、お互いがコンセンサスを得がてら、いろんなところを話し合いの中で監査委員御指摘の方向に沿って指導して、あるいは改善をしまいたいというふうに考えております。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 山田隆義君。

15番（山田隆義君） それでは、私が申し上げることはもう行政当局は頭に忘れることなく脳裏に入っておると思いますので、1点お聞きします。

この43号、包括外部監査に関する条例を出されたんですね。それで、これを即実施するとともに、不正があれば当然司直の手が入りますので、私の論点とする以外の条項に入っていきますのでとやかくそれ以上は言いませんが、私が申し上げておるのは不明朗な処理、不明朗な処理があった場合は、その職責と、きちんと適正に行われておればこんだけでよかったかと、不適正な補助対象、委託、随契、そういう問題に不明朗なやり方で損失を与えた場合は、自分の職責と、その差額の金額の損失補てんができるかできんか、責任を持ってやるかやらんか、それをお尋ねします。もう私は、のらりくらり、とりあえず聞きませんので。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 今、副市長の方からお答えをさせていただきました。監査委員から御指摘いただきました具体性のことも、御指摘いただいたことにつきまして副市長の方から今答弁をさせていただきましたとおりでございます。私としましては不明朗なそういったあれは絶対ないと確信をいたしておりますが、監査のことにおきましては、監査委員がしっかりそういったことについては、事務の処理の仕方、また補助金を出しておるそういった関係のあれ、御指摘いただいたこと等々におきまして、しっかりと改善なり何なりの指導はしっかりしてまいりたいと思います。そして、そういったことが、いろんな不審とか、使い方に適当ではないことがあるようなことがございましたら、即そういった指導をしてまいりまして改善をしてまいりたいと、このように思っておるところでございます。いずれにしましても、不正なことがあれば私が責任をとらせていただくことを申し上げまして、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 山田隆義君。

15番（山田隆義君） 私の質問に答えていないじゃありませんか。不正が出たらと。不正が出たら、何もあなたがとるとかたらんとか、そんなものはたらんと言ったってたらされてしまうわ、あなたがたらんと言ったって。不祥事が出れば、私は責任をとらんと言ったって、責任はたらされてしまうの。そんな問題外のことを私は言っているわけじゃない。不適正な処理、不適正とは、きちんと入札、需用、いろんな意味でお金を使った場合ですよ。使うことばっかりですね、支出。どこから見ても本当に市民のために厳正・適正に執行されておるということであればいいんですよ。それが、不適正な処理、適正にきちんと厳格にやっておればこれだけで済んだのに、甘んじた執行をやっていたからこれだけの金額だと。だから、その差額の損失に対して責任をとるかたらないかと聞いておるんですよ。責任をとると言うならば、私は

これで黙る。責任をとらんとするならば、すぐ即実施。だから、責任をとるかとなんか答弁してください。不適正な処理で支払い。答弁してください。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 不適正な処理があれば、適正に処理ができる、公正な処理ができるように指導をさせていただく。不正でも何でもありませんので、適正な処理ができるように指導してまいりたいと、このように申し上げまして、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 山田隆義君。

15番（山田隆義君） 不適正は責任をとらんと。簡単に言うと、そんなら司法に触れなんだからいいということか。法律に触れなんたら何をやっておっても責任をとらんと。そんな気持ちであんたは市民の税金を使うの。10万円で厳正に積算をして、いろんな業者を、複数業者を入札に入れて、どこから見ても、この金額でいい仕事で安く上がると。そこへ落とさないかんの、そこへ契約せずに、例えば会社の内容も優秀だし、仕事も優秀だと。その人が10万円でやってくれる。ところが、今までのおつき合いの関係もあるし、11万円で契約したと。それは私は不正をやっておるわけじゃないと。不適正でしょう、それは。1万円損失を与えたんじゃないか、市民に。

だから、そういう気持ちできちんと行政は仕事をやって当たり前でしょう。だから、襟を正すために徹底的に監査をやると。そうすれば職務の襟は正せるじゃありませんか。それを3月時点で指摘されておっても、のらりくらりやっておるんですから。だから、不正がなければ私は責任とらんよと、そんな甘い、のらりくらりやっけて月給だけもらって行くんですか。市民にそう言ってください、私は不正みたいやっけておらんで不適正な処理がしてあったって責任は我々はとりませんよと。みんながそうやって市民に、窓口でも何でもいい、市民に会ったら言ってください、執行部。議会からこういう指摘をされたら、不正がなければ私は責任とらんよと、不適正の場合は責任とらないよと。のらりくらりと、自分の金だと思っておらんでそういうことがやれるんだわ。だから、責任をとらんのかとするのか、どっちやな。不適正な処理の場合は責任をとるのかとらんのか、それだけ答弁してください。不正だけやないよ。不正みたなの責任とるのが当たり前だから。不適正な処理、その金額がその差額が出たら責任をとるかとなんか、答弁してください。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 山田議員にお答えさせていただきますが、私が出させていただきます、過去になかった一般競争、また電子入札、これも公約どおりさせていただきます、大きな私は財政的にも効果を上げておると思います。私が出ておらなかつたら、こういうこともマニフェストに載せておりませんから、なかつたと。私ははっきり申しまして、不明朗なそういった

契約はないと確信をしております。法律の許す範囲内でしておりますし、私も民間出身でございますので、そういうことのないようにしております。ですから、不適切な部分が万が一あった場合は、その中身にもよるわけでございます。だれが見てもこれはということであれば、私は責任をとらなくてははいけないと思います。その内容にもよるわけでございます。その点も御理解をいただきまして、どんな小さなことでもあったらそれで責任とれと、私はそういう小さなこともないよう指導してまいります、そこまで法で徹底的にということでございます。私は不正があれば、こんなもんはおのずと自分からやめると言わなくてもということでございますが、不明朗な、私はそういうことのないようにやっておるつもりでございます。そこら辺も御理解いただきまして、しっかり今後もそういったことのないように取り組んでまいりたい。そのことを申し上げまして、答弁にさせていただきたいと思っております。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 山田隆義君。

15番（山田隆義君） 市長は、不正がなければ不明朗な部分については責任はとらんと。不明朗なことがないと信じると。結局はあった場合は責任をとるということを言われないので、ある程度金額の小さい部分については恐らく各課の部長の裁量権があると思っておりますので、この中に執行部の各課の部長がおられますので、不正ではなくて、厳正・適正に部長職を執行していると。万が一不明朗な処理があった場合は、責任をとるならとる、不明朗な点があっても責任はとらんならとらん、どちらでもいいんで簡単に答弁してください。各部長、それ以上は聞きませんから、答弁させてください。

議長（小川勝範君） 豊田副市長。

副市長（豊田正利君） 山田議員の「不明朗」という言葉でございますが、なかなか定義づけが難しいことだというふうには思います。先ほど市長が述べましたように、不明朗な処理によって市に損失を与えたということになれば、当然それは損害賠償に値するだろうというふうに考えます。不明朗によって何がどういうふうな事例が発生して、どういう結果になって、その結果何が生じたのかということまで論をしないと、「不明朗な」ということという言葉の一つで物事を処理するということはいささかかなというふうに思います。山田議員が御指摘のように、それぞれの不明朗ということがございますが、その内容については個々の事案・事例に基づいて、どういうふうにして発生して、どのように経過がなって、どのような結果になって、その結果がどのような価値に値するのかということも十分考えた中で、これが先ほど言われているように法に触れて背任になるのか、横領になるのかというような事例まで発生するかというふうに思いますが、その前の前段として、いろんな件についてそういったことを十分協議した中で出てくるものだというふうに思います。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 山田隆義君。

15番（山田隆義君） 私が言っているのは、誠実に執務を執行して結果不明朗な部分があったとすれば、過失の方ですよ、過失の方までとやかく思っていない。不可抗力、どうにもならんことはどうにもならん。ところが、ちょっとしたことで入札、1社だけじゃなくて3社、4社入れてやっておると言いんさるでしょう。3社、4社入れて、内容的にも単価においても、その業者においても途中で壊れるような会社ではないと。それであるのに、私のところはこの仕事は100万でできるのに今までの慣例のところへ110万で行ってしまったと。これは適正に厳正に職務をやっていないということでしょう。市民の立場でやっていないということなんですよ。だから、その差額に対して責任をとるかとらないかということを行っているの。だから、責任をとるかとらんか簡単に答弁してもらえば結構ですから、全部各部長に答弁させてください。

議長（小川勝範君） 豊田副市長。

副市長（豊田正利君） 入札の件のお話でございますが、入札は当然金額的なものが主になると思います。ただ、特例的に総合評価方式というようなものもございますので、ただ単に金額が安いからということではない、そういったものもございます。今までの一般競争入札、あるいはそういったたぐいのものについては当然金額は最低の金額をもって契約をさせていただいておるのが現状でございます。例外的に最低金額を上回ったという事例もございます。この件につきましては、先ほど申しましたように、総合評価方式でそれぞれの区分によって点数を表示しまして、その表示、技術的なものか、後の経費的なものか、後の経費的なものか、後のが安くて済むのかといった、事例事例に応じてそういったものを判断させていただいておるのもございますので、一概に全部低いものというものではないということだけは御理解いただきたいというふうに思います。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 山田隆義君。

15番（山田隆義君） 副市長は、ああでもない、こうでもないといって理由をつけて正当化しようと思っておるんやわ。あなたは市民のためにやっておるの、仕事。あなたの仕事は職務を守るためにやっておるのか、市民のためにやっておるのか、どっちやな、あんたは。市民は汗水垂らしてこんな不景気な中でも働いて税法に基づいてお払いしているんですよ。幾ら困っておっても税法の基準に沿って、切符を切られればよっぽどのことがない限りは、あんたら、払わなんたら催促ばかりやって差し押さえて強制執行をやるでしょう。そんな権限を行政は持っておるんですよ。権限を持っておるということは、それだけ責任が重いんですよ。のらりくらり、のらりくらりと、その場限りの理由みたいなもんを幾らでもしゃべっておるわ。

だから私は、簡単に答えてもらえばいいの。契約ばかり言っておらへんの。入札ばかり

言っておらへんの。補助金の問題にしたって、委託費の問題だって、需用費の問題だって、いろいろな支出に対して、どこから見ても適正に、いい仕事を値打ちに契約しておればいいけれども、そんなぐらいなら私のところはこれだけでできるのにとというようなことがあった場合は、厳正・適正に職務をやっていないんですよ。その分だけ市民に損害を与えておるんじゃないありませんか。だから、その職務の責任として責任の重さを聞いておるわけですよ。だから、そういう包括外部監査をやって、即実施されれば私は後は寛大に対応するつもりやけど、のりりくらりやっておくれていってしまったと、おくれた結果、監査をやったらこういうことがやっていると、こういうふうで差額が損害を与えておるといことが出た場合は全部責任とるのかとらんか、部長全部一人ずつ答弁してください。もうそれ以上聞きませんから。

議長（小川勝範君） 山田隆義君に申し上げます。ただいまの案件については議案第43号瑞穂市包括外部監査契約に基づく監査に関する条例の制定についての議題でございますので、その点はよく頭に置いて質問してください。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 山田隆義君。

15番（山田隆義君） 私は、42号と43号と監査の部分では連結しておりますので、だから包括外部監査を即実施ということならばそれ以上突っ込んだ責任問題まで言いませんけれども、それがのりりくらりと先送りをされた結果、いつかの時点で包括外部監査をやった場合、適正な執行がなされていないために、その差額の損害については各部長が責任を持つか持たんかということを知っている。責任を持つと言うならば、この推移を、のりりくらりでも私はそれ以上言いませんが、責任を持たんと言うならば、即実施していただいて、気のついたことはすぐ実施して襟を正していくということで終わりたいと思いますので、だから責任をとるかとらんかだけ聞きたいだけです。以上です。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） ただいま議論されております43号で私どもは提案をさせていただいておるところでございます。そのことで私どもが即実施、これは御決定いただければ実施をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 4番 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

本議案に関連いたしまして、まず2点ほどお聞きをいたします。

1点目は、この外部監査制度というものが全国の市町村においてなぜ導入が進んでいかないのか、その点についてまずお聞きをしておきたいと思います。

次には、山田議員は即包括外部監査を実施せよということで執行部にただされたわけであり
ますけれども、仮に42号議案並びに本議案が可決をされた場合、その後の段取りというものは
日程的に具体的にどのように考えておられるのか、そのことについてお聞きをまずしておき
たいと思います。

議長（小川勝範君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 失礼します。

それでは1点目でございますけれども、外部監査が全国であまり進んでいないということで
ございますが、先般の総務省の地方行政検討会議での会議次第の中でのことでございますけれ
ども、確かに外部監査はあまり進んでいないというその中には、やはり人材の確保というのも
思った以上に難しいと。都市部は税理士さん、公認会計士さん等お見えになりますけれども、
地方ではなかなかそうした人がお見えにならないということもございます。それから、監査基
準等もまだまだはっきりしていない。それから、包括外部監査についても特定のテーマを絞っ
てやられるという制度設計になっておると。それから、その割には費用がかかるというような
ことが課題であるということが述べられていると思います。

また2点目でございますが、日程的にということでございますけれども、包括外部監査、こ
の条例が通れば、一応毎年度、監査人を選定し、監査人さんがこのまちの状況を踏まえて監査
のテーマを定めて実施をするという格好になってこようかと思えます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 今答弁いただきましたけど、まず1点目は、人材の確保が非常に困難で
ある、とりわけ小さな市町村の場合にはそういうことがあると。こういうことだろうと思うん
ですけれども、しからば、そういう状況というものを踏まえながらもなおかつ外部監査を提案
されたわけですから、監査人の選任についてそういう一応の自分たちの事前の調査というもの
はやられておるんですか。

議長（小川勝範君） 早瀬部長。

総務部長（早瀬俊一君） 岐阜県内でございますけれども、岐阜県の場合は岐阜県と岐阜市さ
んが今実際にやられておることですし、公認会計士さん等の会の状況というのはおおむ
ねは聞いておりますけれども、まだ実際に内容まで打ち合わせをしている段階ではございませ
ん。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） といいますのは、やはり監査人を選定して以降のそういう具体的な手続
ですね、これはやはり時間も実際かかるわけですよ。議決をする、さらに契約をする、監査を

する、公表するというのは一連の流れがあるんですね。したがって、こういう議案を提案する
のであるならば、事前にそれなりの日程といえますか、ロードマップというものを明確にした
上で提案をするのでなければ、それを具体化していく道筋というものが極めて不安定・流動的
になるということだろうと思うんです、実際はね。何をやる場合においても。ですから、そう
いう意味で言っておるんです。

それで、あと日程的な問題について言えば、山田議員もちょこっと言われておったんですけ
れども、5月17日の日本経済新聞の1面に「自治体監査を厳格化 総務省 広域組織や新資
格」、そういう見出しで監査委員制度の抜本的見直しの記事が出ていたわけでありませ
ん。私は不覚にもこの記事を見るまでには、総務省のホームページを閲覧しておりませ
んでしたので、そういう動きを総務省が進めているということについては知らなかつた
んです。記事によれば、既存の監査制度は廃止をする、複数の自治体が共同で監査専
門の組織を設置する仕組みにする、監査の資格制度の創設も検討する、そして地方自
治法の改正案を来年の通常国会に提出をする、こういう記事の内容になっております。

早速、インターネットで総務省のホームページにアクセスをして見てみたんでありませ
んけれども、確かにことしの1月1日の総務大臣決定によりまして、地域主権の確立を
目指した地方自治法の抜本的な見直し案を取りまとめるため、総務省において地方行
財政検討会議が開催されることになったと。3月3日には地方行財政検討会議議長決
定が出されまして、会議では二つの分科会が設けられ、第1分科会では、主に地方自
治体の基本行動のあり方、住民参加のあり方、自治体の自由度の拡大、議会関係、
執行機関関係についてとありまして、その調査・検討を行います。第2分科会にお
きましては、主に財務会計制度、財政運用の見直し、財務規定関係における地方自
治体の自由度の拡大の調査・検討が行われることになったということでありませ
ん。これまでに本会議は4回、第1分科会、第2分科会とも2回の会議が開かれ、両
分科会の合同会議が1回開かれております。今後のロードマップでありますけれども、
7月に第5回会議、これは各論討議の2回目でありません。9月に第6回会議、これ
は各論討議の3回目で、先ほど申し上げましたように、11月の第7回会議で論点取
りまとめが行われるということになっております。そして23年3月の地方自治法の改
正案の提出ということでありません。

それで、5月24日に開かれました第4回の地方行財政検討会議では、地方自治法抜
本改正に向けての基本的な考え方(案)というものがもう既に出されております。イ
ンターネットを見ただけであれば全部資料が出ております。ただ、5月24日の議事
録につきましてはまだ作成中でありません。ですから出ておりません。ただ、そ
のときに出された資料そのものはもう見ませんから、ぜひまたごらんいただきた
いと思ひます。

それで、その内容を結論的に見てみますと、現行の監査委員制度、外部監査制度
については廃止を含めゼロベースで大胆に制度を見直すということなんですね。で
すから先ほどの質問と

の関連が出てくるわけです。自分たちが要するにこういう外部監査の議案を提案するんであるならば、その後の具体的なロードマップが明確にされて、それが具体的に実現をしていく方針をしっかり立てていなければ、実際問題は、さっきの監査人の選任の問題を含めて、もう最初からぶつかって進んでいかないというような事態も考えられますからね。あつという間にそれが来るんですよ。

だから、そういうことがきちんとできているかどうかということ聞いたのは、今のようない動きが片一方で進んでいるからなんです。11月はあつという間に来ますよ。11月は来ます。取りまとめの内容も、いろんな今各分科会の委員の発言も全部ありますけれども、大体の方向性というものは出てきちゃう。ですから、そこら辺のことを考えて、ただこの総務省の動きということだけじゃないんですよ。自分たちが提案する場合におけるその後の実施を担保するための具体的な段取り、ロードマップを含めて、そういうものができているかどうかということなんです。そうでなければ、それを即実行するなんてことはとてもできない話。そもそもそういうこと自体の議論が成り立たない、実際問題。そういうことを聞いておるわけ。その点、どうですか。

議長（小川勝範君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 先ほど申しましたように、地方行財政検討会議の中でも課題となっておりますが、外部監査制度そのものの中にも問題が幾つもありまして、公認会計士さんとか弁護士さんとか税理士さんとか、それぞれプロの分野ではございますけれども、その方々が本当に皆さんが望んでおられるだけの監査ができるかと言われると、そこらあたりに少し問題があると。それから監査基準もあるということでございますので、日程的には即ということになればある程度はできるかもわかりませんが、その監査の内容が果たして本当に皆さんの御期待に沿える監査の内容かどうかと言われると、それについては非常に疑問点も残る次第でございます。ただ、今現在ある制度の中でとなって、完璧な方法というのは一つもございませんので、それに対してどのように向き合うのかなという段階であると思います。ですので、岐阜市とか岐阜県さんの監査の状況等を眺めておりますと、ホームページにすべて掲載がしてございますので、その範囲内かなということは考えております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 住民に責任を持つということは、きちんと提案したことを実現することなんです。先ほど市長が答弁されましたけれども、マニフェストに書いたから、4年目にもなるからその方針だけを議会に提案した、こういうことではないと思うんです。やはりその意義というものを十分理解した上で、何回も繰り返しますけれども、それが確実に実現されるための事前の準備がどれほどされたか。条文なんてもんは簡単によそのやつを見てやれ

ばできるわけですよ、条文自体はね。問題はの中身なり、その準備体制、その体制をつくっていく過程でなるほど包括外部監査をしなきゃいかんなどという実感を具体的につくり上げていくという、そのプロセスでもあるんですね。そういうものを大事にするということでもあると思うんですよ。いろんなものを政策決定していくその過程がね。

ですから、私はそういう観点からいくと、ちょっといささか政治的なにおいがするのではないかなと。純粋に現実的に理論的に論理的に考えた場合は、ちょっと荒っぽいかなと。もともと私は外部監査制度導入ということで、前の松野市長のときからそのことは訴えてきたわけです。訴えてきたんだけど、ただ訴えておるだけじゃなくて、本当にその中身をどう自分たちのものにしていくかという、そこがなければいかなる監査も監査にならないんです。実体が伴わないんですね。形だけになりますからね。人がやったことを人が報告して、住民は全然あまり無関心だということではだめですからね。議員も無関心ではだめですから。そういう意味で申し上げたわけですが、その点について反省すべき点はありませんか。総括質疑ですからこれ以上やりませんが、その点だけちょっと確認しておきます。

議長（小川勝範君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 今現在の岐阜県内の状況は一応お聞きしてありますが、それが十分皆さんにおこたえできるかどうかというのは、ちょっと不安なところがあるということで御理解をいただきたいと思います。以上です。

議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 12番 小寺徹君。

12番（小寺 徹君） 議席番号12番、日本共産党の小寺徹でございます。

議案第43号瑞穂市包括外部監査の提案について質問させていただきます。

私は、議会から送り出してもらっている監査委員でありますし、またこれが論議されました総務常任委員会に前までは所属して、この論議の経過も大分知っているつもりでございます。そういう立場で、本当にこの包括外部監査が必要なかどうかという点について質問をさせていただきます。

まず第1点目は、提案の中で、市長はマニフェストに外部監査導入というのを明記したと。それで、マニフェストに載っております。このマニフェストに明記したときに、包括外部監査を位置づけてみえたのか、個別外部監査請求を位置づけていたのか、どちらを実施するつもりであったのか、その辺のその時点での認識はどうだったのか、お尋ねしたいと思います。

あとは自席の方で順次質問させていただきます。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 小寺議員の御質問にお答えしたいと思います。

マニフェストにこれを掲げたときに個別であるのか包括であったのか、こういう御質問でございます。実ははっきり申し上げまして、お恥ずかしい次第でございますけれども、この外部監査につきましては、私も議会経験、また首長経験もあるわけでございますけれども、ほとんどこのことについては議論がなかったというところで、私もよく勉強しておりませんでした。そんな中で外部監査ということで出させていただいたところでございますが、個別である、また包括と、こういうこともはっきり十分に認識していなくて出させていただいたのが現実でございます。こういうことをしておる中で個別と包括というところでございます。個別であれば、どんな議員の皆さんからのお関係、そういう関係やいろんな中で個別にこの分野に対してということでやれば十分な個別で監査ができるのではないかと、そういうふうに、どんな今の委託契約にしましても随契にしましても、やはりその分野ということでやれば幾らでもできるのではないかとということも感じまして、個別で十分だなということをおもったところでございますし、またこれまで提案がおくれたことにおきまして、監査委員の体制が、先ほども申し上げましたように、議会から選んでいただいて、そうして私が提案して御承認をいただくという形、また識見を有する人もこういう形、これで私としましては十分な体制で今監査をさせていただいておるんだというところでございますが、今回出させていただいております。

一部から強いあれがございまして、たびたびでございまして、最終的にはやっぱりマニフェストに掲げておりますので、それは提案だけはさせていただき、ですから今西岡議員からもございました、日程のその準備はできておるかというところでございます。事務局の方もはっきり申しましてまだそれだけの日程の準備もできておらん状況でございますが、これが出させていただきますまして御承認がいただける、議決がされるということになれば、すぐその準備をしなくてはいけないところでございますが、私の本音を今御答弁させていただいたところでございます。私としましては、このマニフェストに書くときは外部監査、両方含めてのあれでございまして、そこまで認識をしておらなかったと。本当に勉強不足で申しわけなかったなというところでございます。よろしく願いをして、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 小寺徹君。

12番（小寺 徹君） 今の答弁では、マニフェストに掲示したときには包括監査と個別監査と二つに分かれておるといふようなことも十分認識していなかったと、そういう中でのマニフェストを出したということで反省の弁を述べられました。

そういう中で、マニフェスト実施ということで3月議会で個別外部監査の条例案を提案されたわけでございますけれども、これは6月のこの議会の冒頭で個別外部監査条例は通ったわけですね。さらにその上に今回包括外部監査を出されたということは、この個別外部監査では不十分だと、さらに包括外部監査でということだと思ふんですが、具体的にどこが不十分で、包

括外部監査になるとどこら辺が十分監査できるのか、その辺は十分説明がないんですけれども、それはどのような、個別外部監査では十分じゃないのもっとやるために包括外部監査を出したということですが、そこら辺が十分私たちに理解できるように伝わってこんのですけども、どういう状況でしょうか。

議長（小川勝範君） 豊田副市長。

副市長（豊田正利君） 個別外部監査と包括外部監査の趣旨でございます。

個別外部監査といいますのは、先ほど議員御指摘のとおり、今回の3月議会に出させていただきました。この件については1、2、3、4、5と五つあったと思います。その中のそれぞれのテーマの中でやるわけでございます。例えば一つの例を言いますと、住民監査請求が提出されました、この件につきましては今の監査委員さんが本来の法では監査をしていただくと、その申し出ですよ。ところが、住民監査請求の趣旨の中に、そうではなくて、外部監査人に住民監査請求をしていただきたいという申し出もできるという道でございます。そういった意味では、今の監査委員さんのお仕事の部分を、外部でもやることができるよという選択肢を設けたということでございます。そういうためには求める側からの選択肢が広がったということでございます。

包括外部監査につきましては、先ほどから何遍も出ておりますが、監査人、契約した相手方が監査のテーマはこういうものでいかがでしょうという決定権は最終的には持つておるわけです。そういった意味ですから、私の方からこれを強制的にやってください、これをしてくださいということではなくて、瑞穂市の状況、いろんなものを総合判断し、あるいは監査委員とお話をさせていただいた中で、どういうテーマを持っていこうかというのは一任をするというのが原則論でございます。それで、その監査のテーマでございますけれども、1テーマを強調してやるということでございます。先ほど何遍も出ておりますけれども、例えばの例で言いますと、補助金をやりたい、あるいは交付金をやりたい、住民税の課税のあり方を、課税のこの部分をやりたいとか、そういったテーマごとに応じてやるわけでございます。だから、包括外部監査というのは監査人の範囲が極めて専門的な分野になりがちになるわけございまして、そういった意味では包括外部監査人の補助の監査も必要ということでございます。そういった意味から、補助の監査委員さんも必要ですので、契約をするのに、こういった専門家の人にこの部分は見ていただきたい、この部分はこの専門家で見たいというものを包括、あわせた中でやっていただくわけでございますので、そうすると当然一人二人ではなくて、いろんな目から見ていただくということですので、契約額も高額になる可能性を秘めておる包括外部監査というふうに思います。

そういった意味で、個別と包括というのは当然範囲が、重複する部分も、たまたまそれが一緒になる部分もございましてけれども、本来はそういった違いをもって使い分けをしていくとい

うことでございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 小寺徹君。

12番（小寺 徹君） 今副市長から答弁がありましたように、個別外部監査の場合、第2条で5項目の項がありまして、第5項目めに、住民監査請求があれば、監査人が判断すればそれは外部監査することができるということでございますから、この項を活用すればすべての監査ができるわけでありまして、それで、この包括監査をぜひやれという主張をしてみえる山田議員は要するにハードルが高いということを言っていますけれども、これはハードルは高くない、監査委員が、うん、いいよと言えばやれるわけですから、これで十分できるんじゃないかということをお私思っております。

そういう点で、この辺は、これで不十分やで包括監査ということを出されたということでございますけれども、それで、3月の総務委員会の審議の中で市長が6月の議会に包括外部監査条例を出すということを委員会答弁されたわけですね。そのときの議論をきいて報告しますと、包括外部監査が必要だという意見が出されました。きょうの議論の中でもですけども、そういう中で私は要約してその発言の内容を紹介しますと、山田議員は、先回の市長選挙のときに堀候補の参謀、幹事長として頑張ってきたと。巢南の地域へも入って訴えてきたと。しかし、巢南の地域では以前町長であった堀さんに対しては本当にいいのかという声いろいろ出たと。それで山田議員は堀さんに話をし、外部監査制度をマニフェストに載せてしっかり監査をやるので、ぜひひとつということでお一生懸命訴えて当選に貢献してきたという大体あらすじの意見をとうとうと述べられ、そして、間近に選挙が1年後に近づいておると。マニフェストを実施しないと不誠実だということでもたまたま私は言わないかんが、どうするんだという論議があったわけですね。

そういう中で、市長は6月に包括外部監査条例を出すという答弁をされたわけですけども、その答弁は、執行部で論議されて、よし、これでいこうとって意思統一されて答弁されたのかどうか、お尋ねしたいと思います。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） もちろんこれをしようとする事務的なこともございます。ですから、企画部長、副市長とも相談をいたしまして決めたわけでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 小寺徹君。

12番（小寺 徹君） 委員会の議論の経過にその中の答弁の状況を見ると、どうもそうではなくて、ぼろっと言われたというような感じに私は受け取りましたけど、まあ、そう言われや

それでよろしいんですけども、そういうことで委員会審議の中で市長が発言されたと。それでまた一般質問でも山田議員がされて、そう議会で答弁されたと。

それで、それが新聞報道をされたわけですね。瑞穂市は包括外部監査を6月の議会に出すと。その新聞報道された後、監査の日がありまして、その監査の日に代表監査委員にこの経過を説明したいということで、市長が代表監査委員を市長室に呼ばれて事情、経過を説明されたんですね。そのときに、この報道された市長の提案・発言に対して代表監査委員はどのように言われたか、お尋ねしたいと思います。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） これは水面下でのお話でございますので、ここで御答弁をするべきではないと思っておりますので、お許しをいただきたい。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 小寺徹君。

12番（小寺 徹君） そのときには重大な決意表明もされたということ、私は監査を同じにやっておりますから、当人は言ってみえます。

それで、5月13日に総務常任委員会を開きまして、この個別外部監査の継続審議の最終審査を行いまして採決をした委員会を開催しました。その委員会の中で採決前に意見陳述をされて、山田議員は、外部監査は必要だと私は思っております。しかし、今すぐ困難ならば、監査事務局を独立させ、専任の事務局長を配置して監査体制を強化すべきだ、それを受け入れるかどうかという意見表明を最後にされました。執行部はこの意見表明をどう受けとめられて検討されたかどうか、お尋ねしたいと思います。

議長（小川勝範君） 豊田副市長。

副市長（豊田正利君） 委員会の中でそんなたぐいの話があったというふうに理解はしております。そういった意味で、委員からの要望は、事務局の人事のことについてこうこうこうしていただきたいというふうに申し出は聞いております。その辺を踏まえて、先ほどもお話ししましたように、議員からの御指摘でございます。監査というのは代表監査委員が最終実権を持っておるわけでございますので、その辺については監査委員さんの御意見と、今後の監査計画、本年度のどういうふうに進んでいくかという計画も立てられたというふうに聞いておりますので、その辺も踏まえて、局長も踏まえて今後進んでいくべきだというふうには考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 小寺徹君。

12番（小寺 徹君） それともう一つ、この市長の提案説明の中で、包括外部監査を提案するに当たって監査委員の意見を聞き検討し提案をしたとございます。特に代表監査委員ですけども、代表監査委員の方はどのような意見を出されたのか、それをどのように検討したのか、

お尋ねします。

議長（小川勝範君） 豊田副市長。

副市長（豊田正利君） 監査委員のお話は、監査委員さんとしては一生懸命させていただいておりますということ等々を述べられました。それで、現状についてはこんなようなことということで、先ほどの指摘のこともございましたように、いろんなことがまだまだ不十分ですよという御指摘も受けました。そういったことを考えて包括外部監査をということで、あまりいい言葉ではなかったというふうに理解しております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 小寺徹君。

12番（小寺 徹君） 私と話をしているときには、代表監査委員は、監査体制、事務局体制が非常に不十分だと。特に監査事務局長の責任者は独立させて、監査事務局を独立させると。そして指摘事項についても順次それが実施されるような体制、さらには監査の体制を強めるためには自分をもっと出勤してやってもやぶさかでないというようなことを言ってみえるわけでございます。そういう点では、先ほど委員会の中で山田議員が最後に発言されたことと監査委員のこととは共通し、ほとんど一致するわけですね。事務局体制を強化すると。それで、今の監査委員ももうちょっと執務の時間をふやして、それに見合う報酬をして、そうして監査体制をしたらどうかと。その上で、しっかり監査体制をつくった上で包括外部監査というならいいけれども、順序が逆じゃないかということを再三言ってみえるわけですね。

そういう点で、ここら辺が一致をするのに、この提案の経過を見ると、当初の議案にはなくて追加して初日の6月1日に追加提案されたという点には、その間、いろいろあったことかと思うんですね。そういう点では、その辺、最後の市長の政治的決断がこの6月1日に追加提案されるまでにはあったと思うんですけども、こういう経過をたどっていく中で市長がなぜこの包括外部監査条例を提案するに至ったのか、そこら辺の政治的な判断はなぜされたのか、お尋ねしたいと思います。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） いろいろ小寺議員からお話をいただいております。いろいろ水面下で話し合いをしまして御理解もいただいております。最終的に山田議員の方から、これはまた話が変わりました、出さなければどこまででもということになりまして、私どもはそんなところから、やっぱり委員会、また議会で約束もしておりますので、水面下の話はなしということで、提案をさせていただいたところでございます。ひとつよろしく申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 小寺徹君。

12番(小寺 徹君) それで、この外部監査の提案は、非常に議員には重い宿題を出されたと思うんですね。要するに外部監査、監査体制をやる、それは住民のために必要だ、これはずうっと通っていくと思うんですね。しかし、もしこれが、そう必要ではないんじゃないかと、1,000万円使う必要があるのかどうかということで反対をした場合には、反対した議員は本当にしっかり監査をするということに反対したと、ずるずるで議会はいるんじゃないかということに逆になってしまうという、これは議員に対する一つの厳しい判断をしなければならん、そういう課題でございます。提案された市長は、マニフェストを実施したと、しっかり監査をやるためにやったということで、次の市長選挙では万々歳ということになるかもしれないですね。そういうようなことがぶんぶんする、そういう提案になってくるんじゃないかと私は思ったし、議員のみんなも大体みんなそう思ってみえるだろうと思うし、これが議論になっていくというんな方向に伝わっていくと思うんですね。そういう点で、しっかりと総務委員会でも審議していただき、また最終、議案を裁決するときにはお互いしっかり考えていかないかなという思いを持っているところです。以上で終わります。

議長(小川勝範君) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(小川勝範君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第37号から議案第43号までは、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

以上で本日の日程はすべて終了しました。

散会の宣告

議長(小川勝範君) 本日はこれで散会をします。

なお、午後は1時30分から全協を開きたいと思っておりますので、そのように御参集いただくようよろしくお願いいたします。

散会 午後0時07分

